



平成28年5月16日

各 位

会社名 森永乳業株式会社
代表者名 取締役社長 宮原 道夫
(コード番号 2264 東証第一部)
問合せ先 総務部長 富澤 俊久
(TEL 03-3798-0111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月16日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成28年6月29日開催予定の第93期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会の開催地について、より広い選択肢を確保できるようにするため、株主総会の開催地を限定する現行定款第15条を削除し、現行定款第16条以下の条数の繰り上げを行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い、取締役の任期調整に関する現行定款第24条第2項を削除するものであります。
- (3) 災害等の不測の事態が原因で株主総会の開催が困難であると判断される場合に限り、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案第49条第2項を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日(予定)

以上

別紙

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (株主総会の開催地) 第15条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において開催する。 (株主総会の招集権者および議長) 第16条 (条文省略) ～ (取締役の選任) 第23条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 (削除) (株主総会の招集権者および議長) 第15条 (現行どおり) ～ (取締役の選任) 第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第24条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>②増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第25条 (条文省略) ～ (事業年度) 第49条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>②(削除)</u> (代表取締役および役付取締役) 第24条 (現行どおり) ～ (事業年度) 第48条 (現行どおり)</p>

<p><u>(期末配当金)</u></p> <p>第<u>50</u>条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>51</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当等)</u></p> <p>第<u>49</u>条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</p> <p><u>②前項にかかわらず、災害等の不測の事態が発生し、株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>50</u>条 (現行どおり)</p>
---	---